

## (1) 地域公共交通計画の概要

○地域公共交通計画は、

- ・地域の移動手段を確保するため、地方公共団体が中心となり、交通事業者等や住民などの関係者と協議しながら作成する計画。
- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」の役割を果たす。
- ・「活性化再生法に基づく協議会」を開催しつつ、関係者等との個別協議を重ねて作成する。

○地域公共交通計画においては、

- ・既存公共交通を最大限活用した上で、必要に応じて福祉輸送等の送迎サービス、物流サービスなど、地域の多様な輸送資源を活用する取組を盛り込み、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保する。
- ・最新技術を活用して生産性を向上しつつ、外国人旅行者も含めた幅広い利用者が使いやすいサービスが提供されることが必要。



資料) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(国土交通省)

## 2. 法定計画の構成案

### (2) 標準的な地域公共交通計画の章構成

章	項目	内容
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画作成の趣旨</li> <li>・計画の区域</li> <li>・計画の期間</li> </ul>	交通圏に基づく計画区域の設定 原則5年程度
1. 地域の現状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地勢・地理</li> <li>・社会状況・経済状況</li> </ul>	地勢・地理、社会・経済状況の整理
2. 上位・関連計画の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画</li> <li>・都市計画マスタープラン</li> <li>・立地適正化計画</li> <li>・観光圏整備計画</li> <li>・その他の関連計画</li> </ul>	東京都、奥多摩町、あきる野市、檜原村等の上位・関連計画を整理
3. 地域旅客運送サービスの現状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域旅客運送サービスの整備状況</li> <li>・地域旅客運送サービスの利用状況、利用者の意向等</li> </ul>	地域の移動に関する統計情報 現状の運行計画等に関する情報 利用者の意向(アンケート調査)等
4. 地域旅客運送サービスの役割と課題整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域旅客運送サービスの役割</li> <li>・地域旅客運送サービスの課題整理</li> </ul>	位置づけ、役割の整理(法の趣旨を踏まえ、地域全体の中での位置づけを明確化) 上位計画、データ分析より課題を整理
5. 基本的な方針		地域の将来像と公共交通の役割の明確化、取組の方向性
6. 計画の目標		計画期間内に達成すべき目標と目標値の設定
7. 目標達成のための施策・事業、資金調達計画		具体的な事業及びその実施主体 国費等の活用に係る計画
8. 計画の達成状況の評価		達成状況の評価計画、 評価に基づく見直し方針

第1回  
協議会

第2回  
協議会

第3回  
協議会

## 2. 法定計画の構成案

### (3) 計画策定の基本的な考え方

#### <計画の対象範囲>

- ・ 行政界を越える幹線系統バス5路線
- ・ 上記5路線と鉄道との接続や連携
- ・ 上記5路線に接続するフィーダー系統の考え方(※詳細は各市町村が策定する計画で位置付け)
- ・ その他、上記に関連する都市政策等

#### <計画の区域> (再掲)

##### ●あきる野・檜原地域:

あきる野市五日市地域、小宮・戸倉地域  
(あきる野市都市計画マスタープランを基に設定)  
檜原村全域

##### ●奥多摩地域:

氷川地区、小河内地区  
(第5期奥多摩町長期総合計画の区域を基に設定)

